

※対象にならない方もいますので、新たに申請を希望する方は住民課国保年金班へお問い合わせください。

### 退職者医療制度

退職者医療制度は、長く社会保険などに加入していた方が、医療の必要性が高まる退職後に、国民健康保険に加入することで、国民健康保険の医療費負担が増大することを抑制するためにつくられた制度です。

退職者医療制度の適用を受ける方の給付費(自己負担分以外の医療費)は、退職者医療制度に該当する方の国民健康保険税と社会保険などからの拠出金で賄われています。

この制度は、平成27年3月末で廃止されましたが、それまでに退職被保険者証が交付されていた方は、65歳になるまで引き続き退職者医療制度の対象になります。

※さかのぼって交付された方を含みます。

### ジェネリック医薬品を活用しましょう

新薬と同じ主成分で製造され、開発にかかる費用も少なく安価なジェネリック医薬品を活用しましょう。

●「ジェネリック医薬品希望カード」または「ジェネリック医薬品希望シール」をご利用ください。

ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師、歯科医師、薬剤師にご相談ください。

言い出しにくい場合は、「ジェネリック医薬品希望カード」または「ジェネリック医薬品希望シール」を貼った被保険者証、おくすり手帳を提示しましょう。

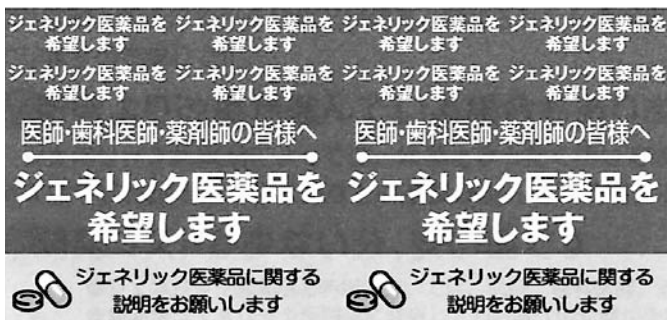
※すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではなく、治療方針や薬の在庫などによりジェネリック医薬品に変更できない場合があります。



◀希望カード



◀希望シール



☎(84)1214  
問住民課国保年金班

## 国民年金保険料免除・猶予制度

収入の減少や失業等の経済的理由で、国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が「免除」または「猶予」される制度があります。

### 免除・猶予の種類

①免除(全額免除・一部免除)制度

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額または一部免除されます。

②納付猶予制度

平成28年7月から50歳未満の方は、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予されます。

### 対象期間

平成28年度分(平成29年6月分まで)の免除・猶予申請を受付しています。  
※申請日から、原則過去2年1ヶ月前までさかのぼって申請できます。

### 必要なもの

①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの

②印かん  
③雇用保険受給資格証や離職票等(退職による申請の方)

◎学生の方は学生納付特例制度の申請を

平成28年度の学生納付特例(4月〜平成29年3月分の申請)を受付しています。

### 必要なもの

①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの  
②印かん  
③学生証(コピーの場合は両面)または在学証明書(原本)

※審査は日本年金機構で行われ、承認、または却下通知が後日郵送されます。

申請千葉年金事務所

☎043(242)6320

住民課国保年金班

☎(84)1214